

NEWS RELEASE

令和3年7月8日

お客様各位

株式会社 栃木銀行
取締役頭取 黒本 淳之介

環境省の『地域 ESG 融資促進利子補給事業』 指定金融機関の選定および取扱開始について

株式会社栃木銀行（取締役頭取 黒本 淳之介）は、この度、昨年引き続き、環境省の「地域 ESG 融資促進利子補給事業」の指定金融機関に選定されましたのでお知らせいたします。これに伴い、省エネや再生可能エネルギー事業のための設備投資を行う事業者様を対象に、下記のとおり、最大 1.0%、最長 3 年間の金利負担が軽減される融資の取扱いを開始します。

あわせて、当行は ESG/SDGs 融資に関し、本事業による融資取組みを含め、今年度は昨年度の目標を大幅に上回る、1,500 件 300 億円の融資実行目標を掲げています。

当行は引き続き、令和元年 8 月 20 日に宣言した「とちぎん SDGs 宣言」に則り、地域社会の持続的な発展と課題解決に貢献してまいります。

- ESG: 企業の持続的成長のために必要とされる、Environment (環境)、Social (社会)、Governance (企業統治) の 3 分野を指します。
- SDGs : Sustainable Development Goals の略で、2015 年に国連で採択された 2030 年まで国際社会で取り組むべき 17 分野の持続可能な開発目標のことをいいます。

記

■融資概要

<型式別要件>

| | |
|--------------|--|
| ①ESG 融資目標設定型 | 当行が自ら ESG 融資の目標設定を行い、その目標達成に向けて行う地域循環共生圏の創出に資する脱炭素事業に対する融資 |
| ②CO2 削減目標設定型 | 当行が、地域プラットフォームと協働して、CO2 削減を目指す企業に対して組織的・継続的に支援を行う場合、その達成に向けて行う融資 |

NEWS RELEASE

< 共通要件 >

| | |
|--------|--|
| 取扱店 | 全店 |
| 資金使途 | 一般社団法人環境パートナーシップ会議（当事業の受託運営事業者）が認定する、二酸化炭素排出抑制効果の高い省エネ・再生可能エネルギー事業にかかる設備資金 |
| 融資対象者 | 一般社団法人環境パートナーシップ会議が認定する、省エネ・再生可能エネルギー事業のための設備投資を行う事業者 |
| 融資金額 | 当行所定の審査によります。 |
| 融資期間 | 対象設備の法定耐用年数の範囲内 ※据置期間 1 年以内 |
| 融資利率 | 当行所定の利率 |
| 利子補給 | 借入日より最長 3 年間、最大 1.0%（融資利率を上限）、ただし利子補給後の融資利率が 0.3%を下回らない。対象融資額最大 10 億円 |
| 貸付方式 | 証書貸付 |
| 返済方法 | 年 2 回元金均等分割返済、利息後払い（毎年 3 月及び 9 月の各 10 日） |
| 担保・保証人 | 当行所定の審査によります。 |
| 当行資金枠 | 20 億円 |
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none">・ 本事業の利用に際し、当行及び一般社団法人環境パートナーシップ会議所定の審査がございます。・ 令和 4 年 2 月 10 日までに融資が実行されることが条件となります。・ 国の予算による事業のため、当事業にかかる予算動向や資金枠の状況により、利子補給が減額または取扱終了となる場合がございます。 |

※「地域 ESG 融資促進利子補給事業」の詳細については、一般社団法人環境パートナーシップ会議のホームページを参照して下さい。（<https://epc.or.jp>）

以 上